

安全啓発リーフレットの活用について

国土交通省大臣官房建設システム管理企画室より、「安全啓発のためのリーフレット」について、情報提供がありました。下記の近畿地方整備局HPよりダウンロードできますので、現場における安全教育等にご活用ください。



(アクセス方法)

近畿地方整備局のHP(TOP)から、「企画部」をクリックし、次に、企画部内ページの「建設事故防止に向けて」をクリックしていただくと「建設工事事故防止対策【安全啓発リーフレット(平成29年度版)】」のリンクを貼っています。

建設事業者の皆さまへ



建設事故防止に向けて

- 2 ニュースレター「あんぜん」
- 2 建設事故防止のための安全対策強化の支援について PDF
- 2 建設事故防止のための安全対策強化の支援について(平成26年度版) PDF
- 2 **建設工事事故防止対策【安全啓発リーフレット(平成29年度版)】** NEW!
- 2 工事等事故防止対策における好事例集 PDF

安全対策事例紹介 ステップガード

5月にハンドガイド式草刈り機による重傷事故が発生しました。バックで走行中にステップを踏み外し、履帯に足を巻き込まれて下肢を切断した事故でした。運転者は安全装置(非常停止スイッチ)を装着していましたが、履帯の直ぐ近くに足を踏み外したため、非常停止スイッチが働くまでの極短時間の間に履帯に巻き込まれてしまいました。非常停止スイッチの長さ調整が不十分だったことが考えられます。



考えられる事故防止対策としては、

- ・安全装置(非常停止スイッチ)の適切な使用(長さ調整)
- ・後進は低速で行う。

以上が考えられます。

また、更なる安全対策として、ステップガードを紹介します。

- ・走行中、運転者がステップから横方向へ足を踏み外し、履帯に巻き込まれる事故を防止するための『ステップガード』取付
- ※最新型では標準装備となっている機種もあります。

今一度気を引き締めて、更なる事故減少の為に、安全教育の徹底や、安全に対する意識を高めましょう。

厳しい残暑が続きます熱中症対策の徹底を

屋外で直射日光にさらされる環境が多い建設工事の現場では、熱中症を発症する恐れが非常に高く、今年度も複数報告されています。

幸い、いずれの案件も発見・対応が早く、速やかに医療機関で診断を受けたことから、軽傷ですんでいます。しかし、処置が遅れると命に関わる可能性もあるため、躊躇せずに医療機関の診察を受けることが重要であり、朝礼時に個々の作業員の健康状態を確認するようにしましょう。詳しくはあんぜん5月号を参考にしてください。



お盆時の注意点について

お盆は帰省シーズンであり、普段より工事をしているのを知らない人が増えてきます。また、帰省中の子供が誤って工事の作業現場に入り込み、けがをする場合も考えられます。現場に簡単に人が入らないよう対策をとりましょう。

- ① バリケード、看板等の安全設備の充実をはかり、立入禁止区域を明確にする
- ② 子供にも分かりやすいよう、イラストやひらがなの進入禁止ステッカーを用いる
- ③ 作業している現場であれば、警備員を配置する
- ④ 歩道部に工事車両出入口を設置する場合には、交通整理員等を配置し安全に誘導する
- ⑤ 夜間に出歩く機会も多くなることから、チューブライト等によって工事現場を明確にする

また、周辺に注意を払い、機材や危険なものを片付けましょう。飛びそうなものがあれば、括り付ける等の対策を行い、整理整頓を心掛けたうえで事故が発生しないように注意をお願いします。

これらに加えて、長期間現場を留守にすると盗難発生の恐れもありますので、出入り口の施錠を確実にし、現場パトロールを実施する等注意をお願いいたします。

写真は256号
(H27.12)より転用



ひらがなとイラストを用い
子供にも分かりやすいステッカー

事故が発生した際には速やかに報告を

近畿地方整備局管内で直轄請負工事において事故が発生した場合は、「土木工事共通仕様書(案)1-1-1-29(事故報告書)」により、“事故報告”が義務づけられています。これは、発注者が災害発生状況を把握するほか、受注者自らが発生原因等を把握し、同種災害の再発を防止する観点からも重要なものですが、これを怠った場合は契約上の違反行為と見なされることもあります。

万が一、工事等で事故もしくは第三者とのトラブル等が発生した際には、事象が事故として判断できない場合や、事故について詳細な状況が不明な場合及び事実確認等が済んでいない場合でも、直ちに監督職員へ一報を入れて下さい。また、各現場において、事故が発生した場合には、下請から元請への連絡体制が確実なものとなるように教育・指導を徹底して下さい。



工事・作業に関連して作業員等が被災して休業した場合には、事業者は労災保険の手続きとは別に、労働安全衛生法に基づいた『労働者死傷病報告』を所轄の労働基準監督署に提出する必要があります。

労働災害の発生を隠蔽するため故意に『労働者死傷病報告』を提出しない、又は、事実と異なる虚偽の内容を記載して提出する行為は、労働安全衛生法に違反する行為となります。

(関係法令)

◎労働安全衛生法100条（報告等）

◎労働安全衛生規則97条（死傷病報告）